

第307回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和7年8月5日(火)

於 : 県北振興局天満庁舎 2階 A 会議室
(佐世保市)

第307回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和7年8月5日(火) 13時55分 ~ 15時35分
2. 通知年月日 令和7年7月29日(火)
3. 公示年月日 令和7年7月29日(火)
4. 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行い、県ホームページにて公開した。
5. 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階A会議室 佐世保市天満町1-27
6. 出席委員 浦田和男、大久保照享、安永光幸、山中兵恵、生月漁業協同組合、
田渕輝明、溝口悦雄、吉浦英男、小楠彰人、後藤正喜、馬場章廣、
中原康壽、峰誠四郎
7. 欠席委員 片岡一、高平真二
8. 出 席 者 委員会事務局 尾崎局長、光永次長、秋永係長、青木書記
貞松係長(壱岐駐在)
漁業振興課 馬場参事
9. 議 案
・第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
・第2号議案 区画漁業の免許について(諮問)
・第3号議案 遊漁者が行うひき縄釣の採捕承認について(協議)
・その他
10. 議 事
開 会 13:55

	(13時55分 開始)
事務局長	<p>ただいまより、第307回 長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>事務局長の尾崎でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>初めに、本日の出席委員についてご報告いたします。本日は、片岡委員、高平委員が欠席ですが、13名の委員が出席されておりますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>また、本日は漁業振興課から馬場参事が出席しております。</p>
漁業振興課	(挨拶)
事務局長	それでは、はじめに山中会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	それでは、以降の進行を山中会長にお願いいたします。
会長	<p>それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名します。</p> <p>本日の議事録署名人は、「後藤委員」と「馬場委員」にお願いします。</p>
会長	<p>本日の議題はお手元の資料のとおり、</p> <p>第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)</p> <p>第2号議案 区画漁業の免許について(諮問)</p> <p>第3号議案 遊漁者が行うひき縄釣の採捕承認について(協議)</p> <p>その他</p> <p>となっております。</p>

会長	それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	(諮問文朗読、資料説明) <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問) <ul style="list-style-type: none"> ・本庁専決許可:「小型いかつり漁業」 ・本庁専決許可:「小型いかつり漁業(県外)」 ・壱岐振興局専決許可:「あわび漁業」 ・壱岐振興局専決許可:「なまこ漁業」 </div>
会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。
峰委員	県内の小型いかつり漁業を新たに許可する諮問だと思いますが、小型いかつり漁業において、定数はあるのでしょうか。今回の分は定数の枠内に収まるということでしょうか。 たとえば県下の定数が10で1つ許可の要望があった場合、それが10のうちの1なのか、もしくは11になりますなのか、どちらでしょうか。
事務局	県の方針としては、「漁業調整その他公益に支障のない範囲でその都度定める。」とされておりまして、明確に定数が決まっている訳ではありません。
峰委員	今回、県北部海区に諮問があっていますが、同じ諮問は他の海区にも諮問があるのでしょうか。

事務局	他の海区にはしておりません。理由としましては、以前、要望を出した漁協が属する海区のみに諮問するという決議を全海区で同意を得ております。
峰委員	今回は県北部海区内の漁協が要望したので、県北部海区のみ諮問しているということですか。
事務局	そうです。
峰委員	県外分の諮問は他海区へ諮問しているのでしょうか。
事務局	県外分に関しましては、全海区へ諮問しております。
峰委員	資料5ページに各県からの件数がありますけども、長崎県からこれらの県へ行っているのでしょうか。
事務局	県外へ行っているのは確実ですが、どの県へ何隻行っているかは当方では把握できません。
峰委員	従来から他県から来ているので、今年も引き続き許可をしますということでしょうか。
事務局	そうです。
峰委員	わかりました。ありがとうございます。
会長	漁業を営む者の資格のところで、佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡、東彼杵郡となっており、壱岐市が入っていないのはなぜですか。

事務局次長	要望を上げてきたのが新松浦漁協ということで県北振興局管轄の市町としてあります。
大久保委員	県外の小型いかつり漁業の許可は、長崎県いかつり協議会が認めた港で荷受けしています。長崎県が県外に行くときも同じで、他県のいかつり協議会を通しているので、間違いないです。
会長	いかつりに関しては、大久保委員が一番詳しいですから。
生月漁協	許可等の条件の中で、あわび漁業(郷ノ浦町地区)は殻長11センチメートル以下は採捕してはならない。とあるが、壱岐東部地区と石田町地区には記載がないのはなぜでしょうか。
事務局	漁業調整規則では殻長10センチメートル以下は採捕してはならないとなっております。漁業調整規則よりも厳しいものを郷ノ浦町地区だけ独自に定めているという状況です。
馬場委員	確認ですが、殻長11センチメートル以下は採捕してはないと定められている地区と定められていない地区とある理由としては、大きさについては特に定めはないが、郷ノ浦町地区については自分たちで特別に定めているということでしょうか。
事務局	長崎県全体では殻長10センチメートル以下は採捕してはならないとしていますが、郷ノ浦町地区ではさらに厳しくして、独自に殻長11センチメートル以下まで採捕してはないと定めているものです。

馬場委員	了解しました。
峰委員	今回のあわび、なまこ漁業の3ヶ所は共同漁業権に含まれていない海域に対して許可を出すということで間違いありませんか。
事務局	間違いありません。
峰委員	添付書類の中で漁業権者の同意書とありますが、地元漁協の同意という意味でしょうか。
事務局	そうです。
峰委員	今回の許可の海域は漁業権に入っていないのはなぜですか。
事務局	郷ノ浦港や芦辺港といった港内にあたるためです。
峰委員	港内への許可ということであれば、公益上の支障ということで、海上保安庁の意見書というのは取っているのでしょうか。 同様の海域で免許する場合は公益協議をするのに、許可においては公益協議をしなくていいのでしょうか。しなくていいという判断の理由を教えてください。すぐにわからないようであれば、次回教えてください。許可は最初から要件から外しているということであれば、それはそれでいいです。
事務局	確認して、次回の委員会で回答します。
浦田委員	県はそういったところはちゃんと把握しておかないといけません。共同漁業権外だから

	らといって、港の中に網を張って良いという許可を出せますか。
会長	事務局は次回までに調べておくようにお願いします。 他に質問はありませんか。
各委員	(質問なし)
会長	ご質問等もないようですので、諮問ごとに分けて採決します。 はじめに、本庁専決許可の「小型いかつり漁業」「小型いかつり漁業(県外)」について、諮問原案どおり公示する内容及び許可の有効期間を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
会長	ご異議もないようですので本庁専決許可の「小型いかつり漁業」「小型いかつり漁業(県外)」について、諮問原案どおり公示する内容及び許可の有効期間を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。 続きまして、壱岐振興局専決許可の「あわび漁業」「なまこ漁業」について、諮問原案どおり公示する内容を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
会長	ご異議もないようですので壱岐振興局専決許可の「あわび漁業」「なまこ漁業」について、諮問原案どおり公示する内容を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長	続きまして、第2号議案「区画漁業の免許について(諮問)」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	(諮問文朗読、資料説明) <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"> 第2号議案 区画漁業の免許について(諮問) ・北区計第3520号 第1種真珠養殖業 ・北区計第3521号 第1種真珠養殖業 ・北区計第2067号 第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く) </div>
会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。
各委員	(質問なし)
会長	他にご質問等もないようですので、第2号議案は諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
会長	ご異議もないようですので、第2号議案「区画漁業の免許について(諮問)」は、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。
会長	続きまして、第3号議案「遊漁者が行うひき縄釣の採捕承認について(協議)」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	(協議文朗読、資料説明) <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"> 第3号議案 遊漁者が行うひき縄釣の採捕承認について(協議) </div>

	<p>[・第26回玄界灘ビルフィッシュトーナメント]</p>	
会長	ただいま説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。	
各委員	(質問なし)	
会長	他にご質問等もないようですので、第3号議案について、漁業との調整上の支障はない旨、回答することにご異議ございませんか。	
各委員	異議なし。	
会長	ご異議もないようですので、第3号議案「遊漁者が行うひき縄釣の採捕承認について(協議)」は、漁業との調整上の支障はない旨、回答することに決定いたしました。	
会長	続きまして、「その他」につきまして、『令和6管理年度におけるさば類の知事管理漁獲可能量の追加配分(報告)』について説明をお願いします。	
事務局	(資料説明) <p>令和6管理年度におけるさば類の知事管理漁獲可能量の追加配分(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県留保枠: 1,800トン 800トン ・中型まき網漁業枠: 42,700トン 43,600トン 	
会長	この件につきまして、何かございませんか。	
各委員	(質問なし)	

会長	続きまして、「その他」につきまして、『令和7管理年度におけるさんまの都道府県別漁獲可能量の変更(報告)』について説明をお願いします。
事務局	(資料説明) 〔令和7管理年度におけるさんまの都道府県別漁獲可能量の変更(報告) ・長崎県分: 現行水準(200トン) 現行水準(172トン)〕
会長	この件につきまして、何かございませんか。
各委員	(質問なし)
会長	続きまして、事務局から他にありませんか。
事務局	(資料説明) 〔北共第1号における区画漁業権(真珠養殖関連)の監視について ・令和7年6月26日および7月24日の監視結果について報告〕
会長	この件につきまして、何かございませんか。
各委員	(質問なし)
会長	それでは委員会を休会して、協議会に切り替えたいと思います。
	<休 会>
会長	それでは委員会を再開します。

他に何かありますか。

各委員 (質問なし)

会長 ほかにご意見等もないようですので、これをもちまして、第307回長崎県北部海区漁業調整委員会を閉会します。

ご審議、ありがとうございました。

<閉会>

閉会 15:35

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印